

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 1</p>	<p>平成28年度警察庁予算概算</p> <p>要求重点項目（案）について</p>	<p>平成27年7月23日</p> <p>会計課</p>
<p>1 平成28年度警察庁予算概算要求重点項目（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1 テロ対策と大規模災害対策の推進 第2 サイバー空間の脅威への対処 第3 客観証拠重視の捜査のための基盤整備 第4 組織犯罪対策の推進 第5 生活の安全を脅かす犯罪対策の推進 第6 安全かつ快適な交通の確保 第7 警察基盤の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 1 人的基盤の充実強化 2 装備資機材・警察施設の整備充実 第8 東日本大震災からの復旧・復興の支援 <p>2 平成28年度予算概算要求基準の見通し</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 義務的経費 <p>前年度当初予算額に、特殊要因に必要な経費等を加減算した額</p> (2) 裁量的経費 <p>前年度当初予算額に90/100を乗じた額</p> <p>※ 義務的経費を見直した場合には、その減額分を裁量的経費として要求することも可能</p> (3) 要望枠 <p>上記(2)の義務的経費の見直しを含めた裁量的経費の3割の金額の範囲内</p> <p>3 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 8月18日（火） 庁議 8月27日（木） 国家公安委員会 8月31日（月） 概算要求書提出 		

1 趣旨

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）の施行に伴う政令及び国家公安委員会規則を整備するに当たり、その案に対する意見の募集を実施するもの。

2 内容

- (1) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令案
ア 国際テロリストの指定の要件の一部として規定されている国際テロリストの財産の凍結等の措置に関し我が国と同等の水準の制度を有する国を米国、イタリア、英国、カナダ、ドイツ及びフランスとすること
イ 規制の対象となる金銭等に類する財産を、前払式支払手段、手形、小切手、船舶及び航空機とすること
等を定めるもの。
- (2) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則案
国際テロリストを指定した場合等における公告事項、許可申請の方法、仮領置に係る規制対象財産の提出命令の方法等を定めるもの。
- (3) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則案
国際テロリストを仮指定した場合に事後的に行う国際テロリストに対する意見の聴取の実施に関する手続を定めるもの。

3 意見募集の期間

平成27年7月24日（金）から平成27年8月22日（土）までの30日間

1 「子ども霞が関見学デー」の概要

「子ども霞が関見学デー」は、子供たちを対象に、各府省庁等がその特色を生かした様々なプログラムを実施することにより、子供たちが広く社会を知る体験活動等の機会とするとともに、各府省庁等の業務に対する理解を深めることを目的とした取組である。文部科学省が主管となり、平成27年度は26府省庁等が参加して行われる（警察庁は平成11年度から参加）。

2 実施日時

平成27年7月29日（水）午後1時30分ころから午後3時50分ころまで

3 タイトル

「けいさつの仕事を知ろう」

4 参加者

小学校4～6年生 22名、引率者 20名（予定）

5 実施内容

時 間	項 目	内 容	場 所
13：30～13：45 (15分)	集合・受付		2階ロビー
13：55～14：30 (35分)	警察業務の説明	千葉県警察警察官による 警察業務、活動等の説明	第4会議室
14：40～15：10 (30分)	国家公安委員会 委員長との座談会 「大臣とおはなし」	国家公安委員会委員長と 子供たちとの懇談 国家公安委員会委員長を 囲んでの記念撮影	国家公安委員 会委員長室
15：15～15：50 (35分)	警察装備の紹介	パトカー、白バイを展示 して紹介	中央合同庁舎 第2号館2階 玄関付近

1 概要

総務省行政評価局が、平成26年12月から実施してきた「災害時に必要な物資の備蓄に関する行政評価・監視」の結果に基づき、この度勧告を行うもの。

(1) 趣旨

災害時における国の業務継続性の確保や、帰宅困難者の発生による混乱等の防止を図る観点から、各府省における非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄状況、帰宅困難者の受入対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施。

(2) 調査対象行政機関

全府省（地方機関を含む。）19府省計178機関

※ 警察庁は、本庁並びに東北、中国及び四国管区警察局長が調査対象。

(3) 勧告予定日

平成27年7月24日（金）

2 勧告概要（国家公安委員会（警察庁）関係）

(1) 非常時優先業務等の実施に必要な物資の備蓄の推進

物資の備蓄の目標量について、一人一日当たりの量を明記した業務継続計画を策定するなどにより、具体的に定めること。（本庁及び中国管区警察局長は毛布、東北管区警察局長は簡易トイレ及び毛布について、目標量の定めがなかったもの。）

(2) 備蓄物資の保管の適正化等

高層庁舎において、執務室等と備蓄物資の保管場所の階層が離れている場合は、備蓄物資の一部を執務室の近くに保管するなど、エレベーターが停止した場合に備えた措置を講ずること。（本庁）

3 今後の対応方針

すべての部局に対して調査結果及び勧告内容を周知させるとともに、必要な改善措置を講ずる。

1 サイバーセキュリティ戦略本部

平成27年1月、サイバーセキュリティ基本法に基づき、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に設置（本部長：内閣官房長官、本部員：国家公安委員会委員長等及び有識者7名、事務局：内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）。）。

2 開催日時・場所

平成27年7月23日(木) 8時～9時 於 総理大臣官邸4階大会議室

3 議題

(1) (討議事項) サイバーセキュリティ戦略(案)の見直しについて

- サイバーセキュリティ対策の強化のため、政府内における体制及び人材育成、監視・監査・原因究明調査の対象範囲等について討議するもの（内容は非公表）。
- 警察関係では、サイバー犯罪対策及びサイバー攻撃対策に係る取組みの強化等について、議論された。

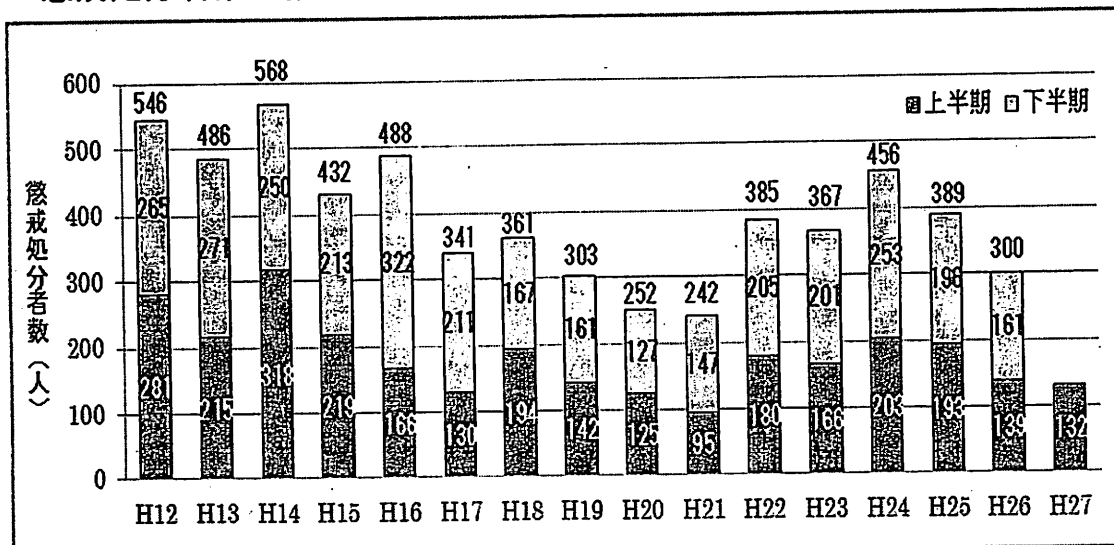
(2) (決定事項) サイバーセキュリティ政策に係る年次報告(2014年度)について

- 現在の政府の「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月情報セキュリティ政策会議決定)に基づく2014年度の政府機関等における取組等を取りまとめたサイバーセキュリティ政策に係る年次報告について決定するもの。
- 2014年度の主な取組実績の1つとして、「サイバー攻撃対処訓練(NATIONAL 3.18 (CYBER) EKIDEN)」(総合優勝：警察庁)について記載。

4 今後の予定(8月上旬を予定)

- 戦略の決定(戦略本部第4回会合及び閣議決定)及び国会への報告。
- 戦略の決定後、警察においても新たなサイバーセキュリティ戦略(次長通達)を発出予定。

1 懲戒処分者数の推移



※H12の数値には、同年6月14日以降運用を停止した論旨免職の人数が含まれている。

2 事由・処分別

(単位: 人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
職務放棄・懈怠等		1	3		4(-2)
被疑者事故等	1				1(-6)
情報管理・取扱不適切					0(-1)
職権濫用・収賄供応等					0(-6)
犯人隠避等		1			1(±0)
公文書偽造・毀棄、証拠隠滅等		1	6	1	8(-3)
物品管理不適切等				1	1(+1)
その他の勤務規律違反等			1	2	3(-11)
暴行・傷害等	2		3		5(-3)
窃盗・詐欺・横領等	2	3	19	2	26(+1)
交通事故・違反	4	7	5	9	25(+5)
異性関係	4	7	34	9	54(+19)
その他の法令違反等	1		2	1	4(-1)
監督責任					0(±0)
計	14 (-3)	20 (-10)	73 (+11)	25 (-5)	132(-7)

※()内は前年同期比を示す。以下同じ。

3 その他

- 処分を受けた132人中、業務上の非違事案による処分者は23人(-30人)、私行上は109人(+23人)。
- 平成27年上半期の逮捕者は33人(-2人)。

1 監察実施項目

犯罪被害者支援の推進状況

2 監察実施結果

(1) 犯罪被害者支援施策の推進状況

- 犯罪被害者支援に関する部門横断的な委員会等を設置の上、都道府県の実情に応じた「犯罪被害者支援推進計画」を策定している。
- 各都道府県の規程に基づき、指定被害者支援要員をあらかじめ指定の上、運用している。
- 都道府県教育委員会等と連携の上、「命の大切さを学ぶ教室」及び「命の大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」を推進している。
※ 一部では、学校側との協力関係の程度により実施状況の差が認められた。
- 犯罪被害者支援管理システムは16都府県で導入されており、各種支援制度の適切な運用の管理等に有効であるとの意見がみられた。
- 犯罪被害者支援担当課及び厚生課等が連携して、ストレスに対する教養、ストレスチェック等職員の代理受傷^(注)対策を推進している。
※ 一部では、代理受傷についての職員の認知度を高めるための教養の充実が必要であるとの意見がみられた。

(注) 犯罪被害者支援活動に従事する警察職員が、犯罪被害者の状況を間近に見ることや、時には犯罪被害者の感情の表出に直面することなどにより、極めて強いストレスを受け、心身に変調等をきたすことをいう。

(2) 犯罪被害給付制度の運用状況

- 「被害者の手引」やリーフレット等を活用して犯罪被害者等への時宜にかなった制度の教示に努めている。
- 裁定に係る事案について、裁定計画を立てるとともに、処理簿を作成し、組織的な管理及び迅速な裁定に努めている。

(3) 関係機関・団体との連携状況

- 犯罪被害者等早期援助団体の活動意義、同団体に対する情報提供制度について、各種機会を通じて職員への教養に努めている。
※ 一部では、犯罪被害者等早期援助団体への情報提供制度に関する理解度が低かったため、指導した。同制度に関する教養を充実させることにより、情報提供がより活発になる余地が認められた。

(4) 指導教養の推進状況

- 警察署への巡回教養、各種専科・会議等における教養のほか、初任科教養や専科教養等において犯罪被害者遺族等による講演を実施することにより、犯罪被害者支援に対する理解の増進を図っている。

愛知県警察では、平成27年7月12日（日）に日進市内において男性を殺害し、所持品を奪ったとして、同19日、被疑者を強盗殺人罪で通常逮捕した。

1 被疑者

住居 愛知県日進市

高校3年生 甲 男 17歳

2 被害者

住居 愛知県日進市

無職 A 男 65歳

3 逮捕事実の概要

被疑者は、平成27年7月12日、愛知県日進市内の歩道上において、被害者に対し、刃物で多数回突き刺すなどして殺害し、現金等在中のショルダーバッグを強取したものの。

4 捜査の経緯

- (1) 平成27年7月12日、通行人が倒れている被害者を発見。119番転送により認知。
- (2) 現場及び遺体の状況等から強盗殺人事件と断定し、7月13日、捜査本部を設置。
- (3) 所要の捜査の結果、被疑者を特定し、7月19日、強盗殺人罪で通常逮捕。

1 趣旨

自転車競技を通じて、自転車の安全走行に関する知識と技能を身につけさせるとともに、交通安全についての興味と関心を高めさせ、さらにはその習慣化を図ることにより、交通事故防止の目的を達成しようとするもの

2 主催

警察庁、一般財団法人全日本交通安全協会

3 概要

(1) 開催日時、場所

平成27年8月5日（水） 東京ビッグサイト

(2) 参加選手

全都道府県の予選大会で優勝した47チーム188名

(3) 競技内容

学科テスト及び実技テスト

(4) 表彰

団体・個人優勝者に警察庁長官及び全日本交通安全協会会長連名賞
（団体・個人入賞者には全日本交通安全協会会長賞）

(5) その他

開会式に国家公安委員会委員長が出席予定
（挨拶及び競技スタート合図）

4 参考

(1) 小学生の自転車乗用中の死傷者数の推移（各年12月末）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27.6末	前年同期比
	死者数	5	11	6	9	10	7
負傷者数	10,511	10,347	9,015	8,275	7,009	3,142	-238

(2) 小学生に対する自転車安全教育の実施状況

各都道府県警察において、教育委員会等関係機関・団体と連携し、児童及び保護者を対象とした交通安全教室、校庭にコースを設定した実技指導、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験型の安全教育等、創意工夫を凝らした安全教育を実施。

（平成26年実施結果：2万1,195回開催、延べ210万9,584人受講）

公安委員会	次期社会資本整備重点計画の	平成27年7月23日
説明資料No. 10	原案（警察関連部分）等について	交通規制課

1 社会資本整備重点計画について

社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という。）は、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画法に基づき定められるもの。現行の重点計画（第3次）の計画期間は平成24年度から28年度までの5年間であるところ、現在、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等を見据え、27年度から32年度までの6年間を計画期間とする次期重点計画（第4次）の策定作業が進められているもの。

2 次期重点計画の原案について

(1) 構成

第1章 社会資本整備をめぐる状況の変化と基本戦略の深化

第2章 社会資本整備の目指す姿と計画期間における重点目標及び事業の概要

第3章 計画の実効性を確保する方策

(2) 警察関連の事業・施策

○ 警察庁インフラ長寿命化計画に即した老朽施設の更新等の推進

○ 災害発生時において安全で円滑な交通を確保するための対策の推進

○ 幹線道路における事故の危険性が高い箇所に対する重点的な交通事故抑止対策の推進

○ 市街地や住宅地等における人優先のエリアの形成

○ ITSの活用、信号機の改良等による道路交通の安全の確保

○ 通学路における安全な通行空間の確保

○ 安全で快適な自転車利用環境の創出の推進

○ ITSの活用、信号機の改良等によるより円滑な道路交通の実現

○ 主要な生活関連経路におけるバリアフリー対応型信号機等の整備

○ 交通渋滞を緩和する対策の推進

○ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を見据えた安全・円滑かつ快適な交通環境の整備

3 「社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令案」について

重点計画の計画期間は、社会資本整備重点計画法施行令により「五年を一期」とされているところ、これを「おおむね五年を一期」に改めることについて、国土交通省において意見公募手続を実施中。

4 今後の予定

7月下旬 社会資本整備重点計画法に基づく次期重点計画（原案）の意見公募手続及び都道府県の意見聴取手続

8月下旬 社会資本整備重点計画法施行令の一部を改正する政令の公布・施行

9月中旬 次期重点計画の閣議決定（農林水産省・国土交通省との共同請議）

1 調査目的

我が国におけるテロの脅威が現実のものになっている中、平成28年に伊勢志摩サミットが、32年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会がそれぞれ開催される予定のところ、テロ対策に関する国民の意識を把握することで、今後のテロ対策を推進する上での参考とするもの。

2 調査概要

本調査は、内閣府政府広報室において実施されている政府の重要施策等に関する世論調査の際に行われる附帯調査であり、本年6月11日から21日の間に実施された。

3 調査対象

全国の20歳以上の日本国籍を有する者3,000人
有効回収数(率)・・・1,873人(62.4%)

4 調査結果概要((2)(3)については複数回答)

(1) 日本においてテロが発生することへの懸念

- ・不安を感じる・・・79.2%
- ・不安を感じない・・・20.1%

(2) ((1)で「不安を感じる」とした人について、) テロ発生に対する不安要素

- ・海外において日本人が巻き込まれるテロ事件が発生しているから・・・57.6%
- ・「ISIL」(いわゆる「イスラム国」)などの海外のテロ組織が台頭してきているから・・・57.5%
- ・アメリカやフランスなど他の先進国でもテロが発生しているから・・・48.0%

(3) テロ防止のための効果的な取組

- ・テロリストを日本に入国させないための対策を強化すること・・・61.8%
- ・テロ組織に関する情報収集を強化すること・・・51.5%
- ・警察による警戒や警備を強化すること・・・45.4%

(4) テロ対策を行う上で安全と便利さのどちらを重視すべきか

- ・便利さよりも安全を重視すべき・・・93.6%
- ・安全よりも便利さを重視すべき・・・4.2%

5 今後の予定

本調査結果については、本日午後2時30分に内閣府と警察庁において同時公表予定である。